

◇ 2009年(H21年)2月17日(火)

熊本市自治基本条例検討委員会

会 長 山口 道昭 様

熊本市自治基本条例検討委員会委員

国立大学法人 熊本大学大学院

法曹養成研究科(法科大学院)

教授 林 勝 美

(地方自治法専攻)



熊本市自治基本条例案の比較対照
(正副会長案と林案)の提出につ
いて

標記について、別紙、熊本市自治基本条例案の比較対照(正副会長案と林委員案)のとおりに提出いたしますので、検討委員会の審議に供していただきたく、よろしくお願いいたします。

なお、本日付けで章立てについても比較対照を提出していますが、正副会長案と林委員案とは、異なっておりますので、各条文の位置づけについて、併せて審議をお願いいたします。

以上

熊本市自治基本条例 章立て(案)

H20.11 現在

前文

第1章 総則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 自治の基本理念
- 4 自治運営の基本原則

第2章 市民

- 1 市民の権利
- 2 市民の責務

第3章 議会

- 1 市議会の役割
- 2 市議会議員の責務

第4章 市の執行機関等

- 1 市長の責務
- 2 市の執行機関等の役割
- 3 職員の責務

第5章 情報共有・参画・協働によるまちづくり

第6章 市政運営

- 1 情報共有
- 2 個人情報保護
- 3 説明責任
- 4 参画
- 5 青少年・子どもの参画
- 6 市民参画制度
- 7 施策への反映
- 8 協働
- 9 総合計画
- 10 財政運営
- 11 行政評価
- 12 組織体制
- 13 総合的な行政サービス
- 14 審議会等

第7章 国及び他の地方公共団体との連携

第8章 条例の見直し等

- 1 条例の位置づけ
- 2 条例の見直し
- 3 自治推進委員会の設置

附則

章立て

2009年(H21年)2月17日

提案者 自治基本条例

検討委員会

委員 林勝美

【前文】

第1章 総則

- (目的)
- 第1条 (住民主権)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (最高規範性)
- 第4条

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

- (自治の基本理念)
- 第5条 (自治運営の基本原則)
- 第6条

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

- 第1節 住民の権利と責務 (住民の権利及び責務)
- 第7条
- 第2節 議会の設置と役割 (議会の設置)
- 第8条 (市議会の権限等)
- 第9条 (市議会の責務)
- 第10条 (市議会の会議)
- 第11条 (市議会への住民参加)
- 第12条 (市議会議員の責務)
- 第13条

第3節 市長及び執行機関の設置と役割

- 第1款 市長及び執行機関 (市長及び執行機関の設置)
- 第14条 (市長の権限)

第15条

(市長の責務)

第16条

(執行機関の連携及び協力)

第17条

(参 与 等)

第18条

(補助機関である職員の責務)

第19条

第2款 行政運営の基本原則

(行政運営の基本原則)

第20条

(総合計画)

第21条

(健全で透明な財政運営)

第22条

(自治体法務)

第23条

(行政評価)

第24条

(行政改革)

第25条

(総合的な行政サービス)

第26条

(要望、苦情等への対応)

第27条

(公的オンブズマンの設置)

第28条

(行政手続き)

第29条

(出資団体等)

第30条

(監 査)

第31条

(外部監査)

第32条

(公益通報)

第33条

(災害に対する対応)

第34条

第4章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有と説明・応答責任による自治運営

(情報を取得する権利)

第35条

(情報公開・共有の原則)

第36条

(行政の意思決定過程の情報の共有)

第37条

(情報公開制度の確立)

第38条

(市の情報の収集及び管理)

第39条

(個人情報保護)

第40条

(説明及び応答責任)

第41条

第2節 参画による自治運営

(参画推進の原則)

第42条

(住民参画制度の確立)

第43条

(市政への男女参画の推進)

第44条

(青少年、子どもの市政への参画の推進)

第45条

(住民の学習に対する支援)

第46条

(意見及び提案制度)

第47条

(パブリックコメント)

第48条

(審議会・市民会議)

第49条

(住民投票)

第50条

第3節 協働による自治運営

(協働の推進の基本原則)

第51条

(協働推進評価委員会の設置)

第52条

第4節 住民自治による地域自治の運営

第1款 地域における住民の自治活動の推進

(地域における住民と諸団体との自治活動の原則)

第53条

(学校と地域との連携)

第54条

第2款 都市内分権

(合併特別区)

第55条

第5節 自治推進委員会の設置

(自治推進委員会の設置)

第56条

第5章 国、県及び他の自治体等との政府関係

(国及び県等との政府間関係)

第57条

(他の地方公共団体等との連携)

第58条

(国際関係)

第59条

第6章 条例の制定及び見直し

(条例の制定及び見直し)

第60条

附 則

熊本市自治基本条例案

◇2009年(H21年)2月17日(火)

◇提出者 熊本市自治基本条例検討委員会

委員 林 勝美

【 正副会長案と林委員案の比較対照 】

二巡目協議用 正副会長試案

資料4

※盛り込むべき項目と内容

丁 総 則

1 前文 (条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べたもの)

- (1) 熊本市がどういうまちであるか。⇒地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化 など
- (2) 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。⇒情報共有、参画、協働 など
- (3) 自治基本条例制定の意義 ⇒地方自治の本旨の実現、最高規範性 など

2 目的 (条例に規定する内容を明らかにし、最終目的を示すもの)

(条例に規定する内容を明らかにするもの)

- (1) 自治の基本理念を明らかにすること。
- (2) 市民と市議会と市の執行機関等の役割を定めること。
- (3) 自治を進めるための基本原則を定めること。

(最終目的)

- (1) 地方自治の本旨に基づく自治を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すこと。

熊本市自治基本条例案・林案の提出

【 前 文 】

自治の基本理念と自治運営の基本原則を定めた熊本市自治基本条例を制定する。
住民の信託に基づく、市議会及び市行政の運営。
国、熊本県と対等な立場で相互協力をする関係。
地方自治の本旨に基づく、市議会及び市行政の運営。
自治基本条例の最高規範性の宣言。

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、熊本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を明らかにし、住民の信託に基づく市議会及び市長その他の執行機関等の役割と責務等を明らかにするとともに、住民自治による情報の共有と住民参画・協働の市政運営に努め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた持続可能な循環型地域社会の実現を図ることを目的とします。

(住民主権)

第2条 住民は、熊本市の自治の主権者として、選挙により住民の代表者である議会の議員及び市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

5 定義について

- (1) 住民
①熊本市の区域内に住所を有する者
- (2) 市民
①熊本市の区域内に住所を有する者
②熊本市の区域内に通勤する者
③熊本市の区域内に通学する者
④熊本市の区域内で事業を営むもの
⑤熊本市の区域内で活動するもの
- (3) 市の執行機関等
①市長
②教育委員会
③選挙管理委員会
④人事委員会
⑤監査委員
⑥農業委員会
⑦固定資産評価審査委員会
⑧公営企業管理者
⑨消防長
- (4) 参画
①施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。
- (5) 協働
①同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。
- (6) まちづくり
①自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていこう活動
- (7) 市政
①市議会、市の執行機関等が行う全ての活動

- (10) 市
(11) 自治
(12) 地方政府
(13) 出資団体等
(14) コミュニティ
(15) 地域のまちづくり
- 項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合協議

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 自治 住民が、地方公共団体である熊本市を、自ら治めることをいいます。
- (2) 住民 地方公共団体である熊本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第10条に規定する住民から法人を除いた自然人をいいます。
- (3) 通勤・通学者 市内に通勤し若しくは通学する者をいいます。
- (4) 事業者等 市内で事業を営み又は活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいいます。
- (5) 市政 市における市議会、市長及び市の執行機関の政策及び活動のすべてをいいます。
- (6) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (7) 参画 市政に関する課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの行政過程に主体的に住民が参画することを行います。
- (8) 協働 住民、通勤・通学者、事業者等、市議会及び市長等は、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力し、公共的目的を果たすことをいいます。
- (9) 地域づくり 良好な環境及び福祉の住みよい地域づくりを目指して行う市、住民、通勤・通学者及び事業者等の行う地域における活動をいいます。
- (10) 出資団体等 次に、該当するものを出資団体等とします。

ア 市が出資している団体

イ 市が補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体

ウ 市が事務事業の委託及び自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体

エ 市の職員を派遣している団体

3 自治の基本理念（自治を進める際の基本的な考え方）

地方自治の本旨に基づき団体自治を確立し、住民自治の拡充・推進を目指すための次の基本理念を掲げる。

- (1) 熊本市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。
- (2) 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。
- (3) 一人ひとりの人権を尊重すること。
- (4) 主権者である市民の意思を適切に反映した市政が行われること。
- (5) 市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること
- (6) 持続可能な循環型地域社会を実現すること。

（最高規範性）

第4条 この条例は、熊本市における自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を

最大限尊重し、整合性を図らなければなりません。各計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。

2 この条例を実効あるものとするためには、本条例の各条文に定める個別手続き条例の制定が不可欠であるから、早急に制定するものとします。

3 住民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、熊本市の住民自治の推進及び団体自治の確立に努めます。

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

（自治の基本理念）

第5条 市は、次に掲げることを基本理念として、地方自治の本旨に基づき住民自治の拡充・推進を図るとともに、団体自治の確立を目指します。

(1) 住民主権 住民が、地方公共団体である熊本市の主権者として、住民自治を実現することが、地方自治の根幹であります。

(2) 信託に基づく市政 地方公共団体である熊本市の主権者である住民から信託された市議会及び市長は、二元代表制のもとで住民自治の原理に基づき、情報公開と住民参画・協働を基本として公正で透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

(3) 住民の人権の尊重及び福祉の増進 住民は、平等として扱われ、国籍、障害の有無、性別、年齢、政治的、経済的、社会的関係等において差別されません。

市議会、市長及び市の執行機関は、住民の利益と権利を擁護し、住民の福祉の増進のため、最大限努力しなければなりません。

(4) 持続可能な循環型地域社会の実現 市議会、市長及び市の執行機関は、地域資源の有限性を自覚し、地域における自然、経済、文化の均衡のとれた住みよい地域社会を目指し、国際的関係をも視野に入れて、情報公開と住民参画を基本とした市政のもとに、多様で豊かな持続可能な循環型地域社会の実現を目指します。

(5) 市と県と国の対等な関係 市は、国及び県と対等・協力関係の下で、団体自治を実現し、住民自治の原則に基づき、住民の市政への参画・協働のもとに、自立的でかつ透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

4 自治運営の基本原則(自治を運営する際の基本原則)

- (1) 情報共有の原則
- (2) 参画の原則
- (3) 協働の原則

(自治運営の基本原則)

第6条 住民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる基本原則の下に自治の運営を行います。

- (1) 住民自治の原則 地域の問題は、住民自治の原則により解決していくこと。
- (2) 情報共有の原則 市議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的に住民に公開・提供し、情報の共有を図ること。
- (3) 参画の原則 参画の定義を基本として市政運営を行うこと。
- (4) 協働の原則 協働の定義を基本として、進めること。
- (5) 説明・応答の原則 市議会、市長等及び自治法第157条に定める公共的団体等は、住民に対してそれぞれの所掌事務に関してな説明を行い、かつ、住民からの意見・質問等に対して誠実に説明・応答すること。

2 住民は、市政に参画又は協働をしないことによって、いかなる不利益も受けないこと。

二巡目協議用 正副会長試案

※盛り込むべき項目と内容

正 副 会 長

1 市民の権利と責務

【自治を進める上で必要な権利と責務】

(1) 市民の権利

市民は、日本国憲法及び法令に定める権利、義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、市民は次の権利を有します。

- ① 市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利
- ② 市政に参画する権利
- ③ 市政に関し意見を表明し、提案する権利

(2) 市民の責務

自治の基本理念を実現するため、次の責務を果たします。

- ① 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもつ。(義務規定)
- ② 市政への積極的な参画 (努力規定)
- ③ 自らまちづくりに取り組む(努力規定)
- ④ 市内で事業を営むもの及び市内で活動するものは、その事業または活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。(努力規定)

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

(住民の権利及び責務)

第7条 住民は、憲法に規定する基本的人権を有し、個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されます。

2 住民は、自治法に定めるところにより、主権者として、住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求、住民訴訟の提起、その他の権利を有し、これを行行使することができます。

3 通勤・通学者及び事業者等は、法令又はその性質上保有できない権利を除き、前2項及び次項以下の権利を等しく行使することができます。

4 住民は、本条第1項及び第2項に規定するもののほか、主権者として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができます。

- (1) 市政に関し、市議会及び市長等に対して、情報を取得する権利
 - (2) 自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利
 - (3) 市政に参画する権利
 - (4) 市政に関し、意見を表明し、又は提案する権利
 - (5) 市政に関し、説明を求める権利及び学習する権利
 - (6) 市議会及び市長等に対して、協働を請求する権利(以下「協働請求権」といいます。)及び諾否をする権利(以下「協働諾否権」といいます。)
 - (7) 安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利
 - (8) 青少年・子ども(未成年者の住民をいいます。以下同じ。)の市政に参画する権利
 - (9) 阿蘇からの地下流水である市内の地下水を公水と位置づけ、清浄な地下水を享受する権利
- 5 住民は、その権利の行使に当たっては、自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。
- 6 事業者等は、自由で自立した活動を営むとともに、住民及び市と相互に連携し、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚して、地域社会との調和を図り、安全で良好な環境の実現に寄与するように努めなければなりません。

2 市議会の役割

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 市議会の役割

市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。

- ① 市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政を実現（努力規定）
- ② 広範な市民の意見の聴取や集約（努力規定）
- ③ 分かりやすく開かれた議会運営（努力規定）

(2) 市議会議員の責務

- ① 政策の提案及び立法に関する活動を行うこと（努力規定）
- ② 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと（努力規定）
- ③ 説明責任を果たすこと（努力規定）

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

市長等の反問

請願及び陳情者との意見交換

第2章 議会の設置

（議会の設置）

第8条 市に、議事機関として、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議会を設置します。

（市議会の権限等）

第9条 市議会は、住民の信託を受けた議事機関として、住民の多様な意思を討論を通じて調整統合し、自治体としての団体意思を形成する役割を果たします。

2 市議会は、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の団体意思を決定する権限を有します。

（市議会の責務）

第10条 市議会は、広く多様な住民の意見を聴き、市議会の審議その他の活動の透明性を確保し、開かれた議会の運営に努めなければなりません。

2 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっとり、常に住民の利益と権利を保障するとともに、住民の福祉の増進を基本にして進めなければなりません。

（市議会の会議）

第11条 市議会の会議は、討議を基本とします。

2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て、反問することができます。

（市議会への住民参加）

第12条 市議会は、請願及び陳情を住民による政策提言と位置づけ、委員会において審議するに当たっては、提案者が意見を述べるとともに、提案者と委員会の委員とが当該事案に関して意見を交換する機会を設けなければなりません。

（市議会議員の責務）

第13条 市議会議員は、住民の信託を受けた住民の代表として高い倫理観の下、地域の課題や住民の意見を把握するとともに、政策の提案及び立法に関する活動に努め、かつ、開かれた議会運営をととして、住民のために誠実に職務を行います。

3 市の執行機関等の役割

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 市長の責務

- ① 市長は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。
- ② 市の代表として、公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)

(2) 市の執行機関等の役割

- ① 公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)
- ② 市民の意向や地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高める。(努力規定)

(3) 職員の責務

- ① 市の執行機関等の役割を担うとともに、以下の責務を担います。
- ② 全体の奉仕者として、市民の視点に立って職務を行う。(義務規定)
- ③ 自己研さんに励む。(努力規定)

第3節 市長及び執行機関の設置と役割

第1款 市長及び執行機関

(市長及び執行機関の設置)

第14条 市に、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表機関である市長及び執行機関を設置します。

(市長の権限)

第15条 市長は、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表として市を統轄し公正かつ誠実・透明に市政運営を行います。

2 市長は、自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整、職員の指揮監督、公共的団体等に対する指揮監督等の市の事務を管理し、これを執行する権限を有するとともに、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

(市長の責務)

第16条 市長は、その権限の行使に当たっては、広く住民の意見を聴くとともに、この条例の自治の基本理念、自治運営の原則及び各制度を遵守し、住民との情報の共有及び市政への参画を基本として、説明・応答の市政運営に務め、住民の利益と権利を擁護し住民の福祉の増進を最大限に図り、公正かつ誠実・透明を基本としなければなりません。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを住民及び市議会に説明するとともに、その評価を含め達成状況を報告しなければなりません。

(執行機関の連携及び協力)

第17条 市長及び執行機関は、所掌事項について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、一体として執行機関相互の連携及び協力を図りながら、機能的な運営を目指す必要があります。

(参与等)

第18条 市長は、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます。

(補助機関である市の職員の責務)

第19条 職員は、市長の補助機関として、その職責が住民の信託に由来し、一部の奉仕者ではなく、住民全体の奉仕者であることを自覚し、憲法、法令及びこの条例の基本理念・自治運営の基本原則、各制度等を理解し、誠実、公正かつ能率的に職務を行わなければなりません。

2 職員は、地域課題の発見に務め、かつ解決の方策を工夫し、先進自治体の実例に学び、政策実務の知識及び応用力の向上に努めるとともに、創意をもって住民と協議・協働し、住民自治を実現しなければなりません。

3 市は、前項に定める職員の能力の向上を図るため、研修体制を充実するとともに、職員の自己研修のために、多様な機会を保障しなければなりません。

第 2 款 行政運営の基本原則

(行政運営の基本原則)

第 2 0 条 市長等は、次の事項を基本とし、行政運営を行います。

- (1) 市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項は、熊本市における最高意思決定機関である熊本市経営戦略会議において決定します。
- (2) 行政運営は、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっとり、行なわなければなりません。
- (3) 計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。
- (4) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、住民の権利の擁護と福祉の増進を目的として行わなければなりません。
- (5) 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を挙げるようにしなければなりません。
- (6) 出資団体等については、その設立目的に沿った適正な運営等の視点に立ち、情報公開を進める等必要な指導及び調整を行わなければなりません。

情報共有

1 情報共有

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 情報共有

- ①市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報が、市民との共有財産であることを認識する。(義務規定)
- ②市の執行機関等及び市議会は、情報公開条例に定めるところにより、市政運営に関する情報を市民に公開するとともに、積極的かつ迅速に提供する。(努力規定)
- ③市民は、市の執行機関等及び市議会に、まちづくりに関する情報を積極的に提供する。(努力規定)
- ④市の執行機関等は、情報提供に関する新たな仕組みを整備する。(努力規定)

(2) 個人情報保護

- ①市の執行機関等及び市議会は、個人情報保護条例に定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、適切な保護措置を講じる。(義務規定)

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

情報提供に関する新たな仕組みの整備

第4章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有と説明・応答責任による自治運営

(情報を取得する権利)

第35条 住民は、市政の主権者として、市政に関する情報を取得する権利を有します。

(情報公開・共有の原則)

第36条 市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開と提供が、住民参画・協働及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。

(行政の意思決定過程の情報の共有)

第37条 市長等は、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければなりません。

2 前項における意思決定過程の情報は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 課題・目的の設定及びその背景、経過、理由
- (2) 検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由
- (3) 他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況
- (4) 総合計画における位置づけ
- (5) 当該政策・計画に関係ある法令及び条例等
- (6) 政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の状況
- (7) 将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果
- (8) 政策・計画等にかかる住民参加の状況

(情報公開制度の確立)

第38条 市の保有する情報は、情報公開制度の対象になり、住民は市に対して情報の開示請求ができます。

2 市は、次の各号の情報を、公表・公開及び提供しなければなりません。

(1) 計画に関する情報(総合計画、実施計画、事業計画及び分野別計画、地域計画、地区計画、国及び他の自治体と関連する計画)

(2) 条例制定、改正及び廃止に関する情報

(3) 行政評価に関する情報

(4) 財政、予算及び決算等に関する情報

(5) 住民参画に関する情報

(6) 行政との協働に関する情報

(7) 出資団体等に関する情報

(8) その他、新しく発生した事務で、住民に対し重要な影響を及ぼす情報

3 市は、先進自治体の施策及び具体的事例等を調査、検討し、これを本市に役立てるとともに、住民に公表しなければなりません。

(市の情報の収集及び管理)

第39条 市は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、住民に速やかに提供できるように統一された基準により、整理し、保存及び管理しなければなりません。

(個人情報保護)

第40条 市は、住民の基本的人権である個人の尊厳を確保するため、個人情報の保護を厳正に行なうとともに、住民の自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利に対して、適切な措置を講じなければなりません。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

(説明及び応答責任)

第41条 市議会及び市長等は、意思決定過程における情報等を含めて市政に関する事項について、誠実に説明及び応答する責任があります。

2 市議会及び市長等は、住民から寄せられた意見、要望・疑問等に対し、関係資料を明らかにして、対話を通して誠実に応答する責任を果たします。

3 公共的団体等は、その所掌する事務に関し住民からの意見、質問等に対して、誠実に説明・応答します。

参画

2 参画

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 参画の原則

- ① 市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)
- ② 参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。(義務規定)

(2) 市民参画のための仕組み

- ① 市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備(義務規定)
- ② 市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施する。(義務規定)
- ③ 市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させる。(努力規定)

(3) 青少年・子どもの参画

- ① 青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じ。)は、市政運営及びまちづくりに参画する権利を有する。
- ② 市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもが参画するための環境づくりを行う。(努力規定)

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

○市民参画のための仕組みの整備

○参画と協働によるまちづくり条例

第2節 参画による自治運営

(参画推進の原則)

第42条 市は、住民の参画を推進し、住民の参画の機会を保障しなければなりません。

(住民参画制度の確立)

第43条 市は、住民が市政に参画を保障するため、次に挙げる重要事項は、参画の対象にしなければなりません。

(1) 次に掲げる計画の策定、計画の進行管理、計画の改定及び廃止のとき

ア 総合計画(基本構想・基本計画(10年計画))

イ 実施計画(3年計画)、事業計画(1年計画)

ウ 分野別計画

エ 地域計画、地区計画(小学校単位)

オ 法令又は条例に規定する計画

カ 国及び他の自治体にかかわる計画

(2) 条例、規則及び要綱(政策、計画、事業の基準等を定めるもの)を制定、改定及び廃止するとき。

(3) 予算の編成及び決算のとき。

(4) 住民の生活に重要な影響を及ぼす方針、政策及び計画の策定・改定
のとき。

(5) 行政評価の実施のとき。

2 参画の形態及び参画の手続は、住民の多様な意見が反映できるように手だてを講じなければなりません。

3 市長は、参画の評価を行なうため、第三者機関として住民参画推進評価委員会を設置します。

4 住民参画推進評価委員会は、市長に対し、前項に規定する評価結果の問題点及び改善点について、勧告・提言を行うものとします。

5 市長は、住民参画推進評価委員会の勧告・提言がなされたときは、これを尊重しなければなりません。

6 住民参画推進評価委員会は、住民の参画の記録を各年度毎に作成し、これを公表するものとします。

7 住民参画に関する手続き等に関しては、別に住民参画推進条例で定めるものとします。

(市政への男女共同参画の推進)

第44条 市は、男女の人権が尊重された、多様な生き方を地域において選択し、地域社会のあらゆる活動に参画し、責任を分かち合える地域社会を目指さなければなりません。

2 市は、男女の平等を基本にして、市政に男女が多様に参画できるように手だてを講じなければなりません。

3 市は、男女共同参画の地域社会を、著実に実現させるために、男女共同参画の計画を策定しなければなりません。

4 市は、男女共同参画の推進のために、女性センターを設置し、女性のスタッフ及び専門的知識を有する者を育成し、充実した組織にしなければなりません。

5 市は、男女共同参画計画の推進のため、第三者機関として、男女共同参画推進委員会を設置しなければなりません。

6 市は、男女共同参画計画の進捗状況について、毎年度公表しなければなりません。

7 市は、男女共同参画推進に関し及び第三者機関として設置する男女共同参画推進委員会については、別に条例で定めます。

(青少年、子どもの市政への参画の推進)

第45条 青少年及び子どもは、教育を受け健康に育つ権利があります。

2 青少年及び子どもは、社会の一員として、市政に参画する権利があります。

3 青少年及び子どもは、社会の一員として市政に関し、意見を述べ提案する権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に相応しい形で市政に参画することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

5 市及び住民は、青少年及び子どもが能力に応じた役割を果たすことができるように、適切な支援に努めなければなりません。

6 市は、小学校高学年、中学生及び高校生の参加する「こども議会等」の学習の機会を付与し、多様な支援をしなければなりません。

(住民の学習に対する支援)

第46条 住民は、自ら考え判断し市政に参画するため、学習に努めなければなりません。

2 市は、新しい課題の発生等について、学習会を積極的に開催するとともに、住民の学習を保障するため、学習する機会、場所の提供及び講師の派遣等の支援をします。

3 住民は、市に対して学習するための場所の提供、学習の目的に応じた講師の要請等の支援を求めることができます。

(意見及び提案制度)

第47条 市長は、住民からの意見及び計画等の提案制度を創設します。

2 住民、通勤通学者及び事業者等は、意見の表明又は計画の提案ができます。

3 市長は、提案されたものに対して、提案者の説明を聞かなければなりません。

4 市長は、第三者機関である住民意見提案評価委員会を設置します。

5 市長は、提案されたものに対して、評価を公表し市政に反映するようにします。

6 市長は、意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表します。

7 市長は、提案の手続き等及び第三者機関として設置する住民意見提案評価委員会については、別に条例で定めます。

(パブリックコメント)

第48条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例案等を策定するに当たり、住民の意見を反映するために事前に案を公表し、広く住民に対して説明をし、説明会等で文書及び口頭で直接住民に説明し、その質問に対話を通じて誠実に応答します。

2 市長等は、前項の手続きにより提出された住民の意見を尊重してこれを取り入れるように努めるとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。この公表に際しては、意見を取り入れない場合の理由も含めて公表します。

3 市は、パブリックコメントの意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表します。

4 前3項の手続き及び公表については、別に条例で定めます。

(審議会・市民会議等)

第49条 市長等は、住民及び学識者等の意見を市政に反映させるため、審議会・市民会議等を設置することができます。

2 市長等は、前項の規定により審議会・市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の選出基準を明確にしてこれを公表し、その選任に当たっては、男女の比率、年齢構成、選出区分を明らかにするとともに、長期にわたる就任及び同時期に複数の審議会・市民会議等の委員に就任することなく、さまざまな住民が委員に就任できるよう選任しなければなりません。

3 市長等は、委員のうちの三分の一を住民から公募し、委員に選任します。

4 前項の公募委員は、学識経験者を含む第三者委員会により、選考します。

5 前2項の公募の基準、審査基準及び住民からの応募期間は、少なくとも一箇月間を確保した上でこれを公表するものとし、選任された公募委員の論文等の結果は、これを公表して、選任の公正・透明性を確保します。

6 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、正当な理由がない限り、審議会等の会議を公開しなければなりません。

協働

3 協働

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 協働の原則

① 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働により市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)

(2) 協働のための仕組み

① 市の執行機関等は、市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備する。(義務規定)
 ② 市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する市民活動団体(自治会等の地域団体、NPO法人その他の市内において活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携を図る。(義務規定)

(3) 参画と協働によるまちづくり条例

① その他必要な事項は、別に条例で定める。

4 コミュニティ(地域のまちづくり)

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) コミュニティ(地域のまちづくり)

① 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを行う。(努力規定)
 ② 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進める。(義務規定)
 ③ 市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援する。(義務規定)

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

○ 市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みの整備

○ 参画と協働によるまちづくり条例

第3章 協働による自治運営

(協働の推進の基本原則)

第51条 市は、住民との協働を推進し、対等な立場で目的を共有し、相互の立場を尊重し、協力して目的を達成します。

2 住民と市長等間の協働は、対等な立場で協議し、協定を締結して、公共の目的を達成します。

3 住民は、市長等に対して、協働の提案をすることができます。

4 市長等は、前項の住民からの協働の提案があった場合は、これに対して誠実に対応し、協働について協議する場を設けます。

5 協働にかかる手続き、協働の形態等については、別に条例で定めます。

(協働推進評価委員会の設置)

第52条 住民と市長等間の協働するための第三者機関として、協働推進評価委員会を設置します。

2 市は、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。

第4章 住民自治による地域自治の運営

第1款 地域における住民の自治活動の推進

(地域における住民と諸団体との自治活動の原則)

第53条 住民は、住民自治の原則に基づいて地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会的貢献活動、地域づくりその他の自主的な活動を推進するために、主体的に組織等を作り、自主的かつ自立した活動を営むことができます。

2 住民は、住民相互の連携及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重し、福祉の充実、地域社会と連携した教育の向上、住民が住みよい良好な環境等の地域社会の実現を目指した地域計画を策定し、これに向けて活動するものとします。

3 市長等は、地域づくり活動を尊重し、コミュニティセンター及び公民館等を中心にして、その活動が推進されるよう地域行政を推進します。

4 地域づくりに関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(学校と地域との連携)

第54条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民の学校運営への参加を積極的に進めると同時に、地域づくりの拠点としての学校の役割を高めるように努めるものとします。

第2款 合併市内分権

(合併特例区) (旧 富合町)

第55条 市は、住民にとって身近な地域を区域とする合併特例区を設置します。

2 市は、合併特例区に合併特例区協議会、合併特例区長及び事務所を置きます。

3 市長は、合併特例区協議会の構成員及び合併特例区長の選任を、公正で、かつ、合併特例区の区域に住所を有する住民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、住民による投票を主体とした選任手続きを採用します。

4 前3項に定めるもののほか、合併特例区の設置に関し必要な事項並びに合併特例区協議会の構成員及び合併特例区長の選任の手続き等については、別に条例で定めます。

市政運営

1 市政運営の基本原則

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 市の執行機関等及び市議会は、以下の原則に基づき市政運営を行うこととする。

- ① 自治の基本理念、自治の基本原則にのっとり市政運営を行うこと。
- ② 健全な財政の下で、総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、事務処理をするにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。
- ③ 市民に対する説明責任を果たすこと。

2 総合的かつ計画的な市政運営、効率的で効果的な行財政運営

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 総合的かつ計画的な市政運営

- ① 市は、総合的かつ計画的な行政運営を推進するための基本構想を定めるとともに、これを実現するための基本計画、実施計画をとりまとめ、総合計画を策定する。(義務規定)
- ② 市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見を適切に反映するとともに、市民への周知を図る。(努力規定)
- ③ 市の執行機関等は、総合計画の進行管理に当たっては、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させる。(義務規定)
- ④ 市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表する。(義務規定)

(2) 効率的で効果的な行財政運営

- ① 市の執行機関等は、不断に行財政改革に取り組み、効率的で効果的な行財政運営を行う。(義務規定)
- ② 市の執行機関等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表する。(義務規定)
- ③ 市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表する。(義務規定)

第2款 行政運営の基本原則

(行政運営の基本原則)

第20条 市長等は、次の事項を基本とし、行政運営を行います。

- (1) 市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項は、熊本市における最高意思決定機関である熊本市経営戦略会議において決定します。
- (2) 行政運営は、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっとり、行なわなければなりません。
- (3) 計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。
- (4) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、住民の権利の擁護と福祉の増進を目的として行わなければなりません。
- (5) 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を挙げるようにしなければなりません。
- (6) 出資団体等については、その設立目的に沿った適正な運営等の視点に立ち、情報公開を進める等必要な指導及び調整を行わなければなりません。

(総合計画)

第21条 市の行政は、総合計画に基づいて、計画的に行なわなければなりません。

2 総合計画は、住民の参画の手続きを経て案が作成され、目指すべき将来像を

定める基本構想及びこれを実現するための基本計画により構成され、議会の議決により策定される最上位の計画です。

3 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直しされます

4 総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会を設置します。

5 市長等は、総合計画について、住民への周知を図り、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。

6 総合計画以外の計画は、総合計画を基礎として、財政計画の裏づけと結合していなければなりません。

(健全で透明な財政運営)

第22条 市の財政の状況を総合的に把握し、最小の経費で最大の効果をあげるように健全で透明な財政運営を行わなければなりません。

2 市は、一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等の連結決算を行い、財務財務諸表を作成し、公表しなければなりません。

3 市は、予算書、決算書を作成するため、款・項別の説明に加えて、人件費を含む政策の原価、財源、事業採算等を明らかにするため、目・節を明記し、これを公表しなければなりません。

4 市は、経常収支率、人件費比率、公債費負担比率及び地方債残高比率等、財政運営における主要な指標に関して適正値を定め、中・長期の財政健全化計画を作成し公表しなければなりません。

5 市の予算は、総合計画及び行政評価等を踏まえて編成し、その編成過程を明らかにして住民に分かりやすく説明しなければなりません。

6 市の予算執行に当たっては、事業の予定、進行状況が明らかになるように、予算の執行計画を定めて、住民に公表しなければなりません。

7 市の決算の公表に当たっては、改善点を明確にして、住民に公表しなければなりません。

8 市の財産については、次の各号により管理等を行うものとします。

(1) 市の財産管理に当たっては、財産の保有状況を明らかにして、財産の適正な管理及び効果的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければなりません。

(2) 前号の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況、その他前号の目的を達成するため必要な事項が明らかになるように定めなければなりません。

(3) 財産の取得、管理及び処分は、法令等に定めるもののほか、第1号に定める管理計画に従って進めなければなりません。

9 市は、財政運営の効率の推進を図るため、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置します。

市政運営

3 組織体制、審議会等、総合的な行政サービス、人事体制
【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1)組織体制

①市の執行機関等は、効率的で機能的な組織体制を整備する。(義務規定)

(2)人事体制

①市の執行機関等は、適正な人事評価及び配置を行う。(努力規定)

②市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図る。
(義務規定)

(3)審議会等

①市は、必要に応じ審議会等を設置する。

②市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任する。(努力規定)

(4)総合的な行政サービス

①市の執行機関等は、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供する。(義務規定)

第2章 行政運営の基本原則

(自治体法務)

第23条 市は、この条例を最高規範とする体系のもとに、条例、規則、要綱を整備するとともに、各政策分野における条例等を制定し、この体系の中に、位置づけなければなりません。

2 市は、住民の多様な価値観や市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するとともに、総合計画に基づいた地域の特性を生かした、自治立法権と自主解釈権を活用し、積極的な法務行政を推進しなければなりません。

3 市長は、住民のさまざまな法的要望、活動に対して、法務の側面から支援するものとします。

4 市長は、制定した条例、規則、要綱等を体系的にまとめて、毎年度これを公表するものとします。

5 市長は、職員の法務に関する能力の向上を図るため、明確な基準を設定・公表した上、職場内公募を実施し、法科大学院等への派遣等を行い、職員の法務に関する能力の向上を図らなければなりません。

(審議会・市民会議等)

第49条 市長等は、住民及び学識者等の意見を市政に反映させるため、審議会・市民会議等を設置することができます。

2 市長等は、前項の規定により審議会・市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の選出基準を明確にしてこれを公表し、その選任に当たっては、男女の比率、年齢構成、選出区分を明らかにするとともに、長期にわたる就任及び同時期に複数の審議会・市民会議等の委員に就任することなく、さまざまな住民が委員に就任できるよう選任しなければなりません。

3 市長等は、委員のうちの三分の一を住民から公募し、委員に選任します。

4 前項の公募委員は、学識経験者を含む第三者委員会により、選考します。

5 前2項の公募の基準、審査基準及び住民からの応募期間は、少なくとも一箇月間を確保した上でこれを公表するものとし、選任された公募委員の論文等の結果は、これを公表して、選任の公正・透明性を確保します。

6 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、正当な理由がない限り、審議会等の会議を公開しなければなりません。

(行政評価)

第 2 4 条 市長は、効率的でかつ、効果的な行政運営を図るため、全ての施策及び事業の行政評価を年 1 回実施しなければなりません。

2 市長は、評価基準を定めるに当たっては、住民の福祉の増進・向上を図った視点に立って評価の指標等を定めるものとし、評価に必要な行政評価情報を、積極的に住民に公開・提供しなければなりません。

3 市長は、行政評価の成果と同時に必ず問題点、改善点を明らかにし、それを総合計画、施策、事業、予算・財政、組織等の必要な見直し等に生かさなければなりません。

4 市長は、行政評価の適正かつ透明性を図るため、公募を含めた住民、学識経験者、専門家等による第三者機関として、行政評価委員会を設置します。

(行政改革)

第 2 5 条 熊本市は、行政運営について、たえずそのあり方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。

2 行政改革大綱は、総合計画との調整のもとで策定されます。

3 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。

(総合的な行政サービス)

第 2 6 条 市長等は、住民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

市政運営

4 行政手続、意見等の取り扱い、苦情処理機関の設置、説明責任、公益通報制度 【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 行政手続

- ①市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護する。(努力規定)

(2) 意見等の取り扱い

- ①市の執行機関等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望、苦情に対し、迅速かつ誠実に対応する。(努力規定)
- ②市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開する。(義務規定)

(3) 苦情処理機関の設置（公的オンブズマン制度）

- ①市の執行機関等は、市民の行政運営に関する苦情を処理するための第三者機関を設置する。(努力規定)

(4) 説明責任

- ①市の執行機関等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市政運営に関する情報を、市民にわかりやすく説明する。(義務規定)

(5) 公益通報制度

- ①市の執行機関等は、公益通報を受ける体制を整備する。(義務規定)
- ②市の執行機関等は、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じる。(義務規定)

第2款 行政運営の基本原則

（要望、苦情等への対応）

第27条 市長等は、市政に関する住民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに住民に回答しなければなりません。

2 市長等は、住民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければなりません。

3 市長等は、毎年度、住民の要望、苦情等への対応状況について、年次報告を取りまとめ、これを公表します。

（公的オンブズマンの設置）

第28条 市長は、住民の行政運営に関する苦情を公正かつ中立的な立場で、的確かつ迅速に処理することにより、住民の権利利益の擁護を図り、市政に対する信頼性を高め、公正かつ透明な行政の推進を図るため、別に条例で定める熊本市公的オンブズマン（以下「公的オンブズマン」という。）を設置します。

2 公的オンブズマンは、住民の代理人として3名により構成し、住民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うものとします。

3 市長等は、公的オンブズマンの職務の遂行に関してその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、公的オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければなりません。

4 市長は、公的オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、行政に関して優れた識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱するものとします。

5 市長等及び職員は、公的オンブズマンの職務の遂行に関し、協力する義務を負うものとします。

6 公的オンブズマンは、苦情の申立に対する意見・提言等の内容について、改善点及び問題点の指摘を含めて年次報告書を作成し、これを公表するものとします。

（行政手続）

第29条 市長等は、住民の権利の擁護と利益を図るため、行政処分、行政指導、届出に係る手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

2 前項の手続きに関して、必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(出資団体等)

第30条 市長等は、出資団体等に関し、市との関係、出資団体等の経営及び財政状態等に関して、資料を作成し、毎年度、市からの資金の流れ及び出資団体等の運営体制及び経営状況等に関して公表するものとします。

2 市長等は、出資団体等について、経営及び財政状態等を総合的に評価・検討して、その継続・廃止について結論を出し、これを公表しなければなりません。

3 市長等は、出資金及び補助金の交付等が適正に運営されているかどうかを審査するため、公募住民、学識経験者、専門家等を委員とする第三者機関として、出資・補助金等適正委員会（以下「適正委員会」という。）を設置します。

4 前項の適正委員会の手続き、運営に関しては、別に条例で定めるものとします。

5 市長等は、出資団体等に関して、住民から苦情を受けた場合は、事実の調査をした上、当該団体に対して、意見、助言等を述べるとともに、その結果を公表するものとします。

(監査)

第31条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとします。

(外部監査)

第32条 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者（以下「外部機関等」という。）に監査を実施させることができます。

2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市長等に対して監査委員に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。

3 市長等は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させ、その結果を公表するものとします。ただし、監査を実施させないときは、請求した住民に説明するとともに、その理由を公表するものとします。

4 前3項に規定する外部監査機関等による監査の実施に関する手続き、その他必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

(公益通報)

第33条 市の職員及び出資団体等の役員、職員（以下「職員等」という。）は、法令に違反する事実、人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し又はこれらに重大な影響を与える恐れのある事実に関与したとき並びに公益に反する恐れのある事実、事務事業にかかる裁量の誤りに気付いたときは、これを放置せず、かつ、隠すことなくその事実を別に定める弁護士等を委員とする第三者機関等に通報しなければなりません。

2 第三者機関等は、職員等の外、市民からの通報による場合も、調査を開始しなければなりません。

3 第三者機関等の調査に対して、職員等は協力する義務があります。

4 正当な公益通報を行った職員等は、その公益通報をしたことを理由に不利益を受けないよう保障されなければなりません。

5 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(災害に対する対応)

第34条 市長等は、災害から住民の安心・安全な生活を確保し、常に災害の事態に備え、迅速に対応するため、その体制を整備しなければなりません。

2 市長等は、災害の発生に対処するため、日頃から必要な情報を住民に周知しなければなりません。

3 市長等は、災害の発生時には、住民と情報を共有するとともに、関係機関と連携し、速やかに状況を把握し、対策を講じなければなりません。

4 住民は、災害の発生時には、自らの安全確保を図るとともに、地域コミュニティの一人として、隣人を助け、互いに協力して災害に対処しなければなりません。

住民投票

1 住民投票

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 住民投票

- ① 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができる。
- ② 市長は、住民投票の結果を尊重する。(義務規定)

(2) 住民投票の請求及び発議

- ① 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。
- ② 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。
- ③ 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

(住民投票)

第50条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く直接住民の意見を確認するため、住民投票を実施することをことができます。

2 年齢満18歳以上の住民及び年齢満18歳以上の定住外国人で熊本市に引き続き3月以上住所を有する者で、別に条例で定める資格を有する者(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付して、これを市議会に付議しなければなりません。

4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を、市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

5 市長は、市政運営に係る重要事項について、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について、市議会の議決があったときは、速やかに住民投票を実施しなければなりません。

7 市長は、第2項の規定による請求権者の連署が、直近の市議会議員選挙及び市長選挙の投票率のうち、いずれか高い投票率の六分の一以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに住民投票を実施しなければなりません。

8 前各項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

9 住民、市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果に従わなければなりません。

国、他の地方公共団体等との連携・条例見直し等

1 国、他の地方公共団体等との連携

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 国、他の地方公共団体等との連携

- ①市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努める。(努力規定)
- ②市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努める。(努力規定)
- ③市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努める。(努力規定)

2 自治推進委員会、最高規範性、条例の見直し

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 自治推進委員会

- ①市長の附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置する。(義務規定)
- ②委員会は、市長の諮問に基づき、自治の基本原則に関する重要事項を審議する。(義務規定)
- ③委員会は、前項に規定するもののほか、自治の基本原則に関する重要事項について市長に意見をのべることができる。
- ④委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成される。(義務規定)
- ⑤委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。(義務規定)

(2) 最高規範性

- ①他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図る。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とする。(義務規定)
- ②市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努める。(努力規定)

(3) 条例の見直し

- ①市長は、条例施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じる。(義務規定)
- ②市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を踏まえる。(義務規定)

(4) 附則

- ①施行日
- ②その他必要事項

第5章 国、県及び他の自治体等との政府関係

(国及び県等との政府間関係)

第57条 市は、基礎的自治体である市町村優先の原則に基づき、国及び県等(以下「国等」といいます。)との適切な政府間関係の確立が図られるように、国等に対して、制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、住民と連携協力し、自治基盤の強化を図らなければなりません。

(他の地方公共団体等との連携)

第58条 市は、他の地方公共団体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、住民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければなりません。

(国際関係)

第59条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、住民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとします。

第5章 自治推進委員会の設置

(自治推進委員会の設置)

第60条 熊本市の自治の基本理念、自治運営の基本原則及び自治の推進に関する事項を審議するため、自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「自治推進委員会」といいます。)を設置します。

2 自治推進委員会は、市長の諮問に基づく事項の審議の外、自治推進委員会の発意に基づいて決定した自治推進の事項についても審議し、その結果を市長に答申することができるものとします。

3 市長は、自治推進委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。

4 自治推進委員会は、地方自治に識見を有する者及び住民による計15人以内の委員によって構成します。

5 自治推進委員会の委員は、透明かつ公正な選任基準のもとに、第三者機関により選任されるものとします。

6 自治推進委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。

7 住民は、自治推進委員会に対して、要望等を提出することができます。

8 自治推進委員会は、住民から提出された要望等を直接意見を交換した上、審査・検討し、その結果を提案者に直接説明します。

9 自治推進委員会の調査活動について、市長等及び補助機関である職員は、協力する義務を負うものとします。

10 自治推進委員会の会議は、少なくとも年12回開催するものとします。

11 自治推進委員会の会議は、公開とし、議事録は速やかに公表するものとします。

12 前各項に定めるもののほか、自治推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

第 6 章 条例の制定及び見直し

(条例の制定及び見直し)

第 6 0 条 市長は、この条例を制定する場合は、住民投票に付すものとします。

2 前項の住民投票は、投票率 5 0 パーセント以上で開票し、その過半数の投票で決定するものとし、その手続き等については、別に市長が定めるものとします。

3 市長は、この条例を全部改正又は全部廃止する場合には、本条例第 5 6 条に規定する自治推進委員会に諮るとともに、住民投票において、その過半数の賛成を得なければなりません。

4 市長は、この条例を一部改正又は一部廃止する場合で、それが自治の基本理念及び自治運営の基本原則の趣旨に反する場合には、本条例第 5 6 条に規定する自治推進委員会に諮るとともに、住民投票において、その過半数の賛成を得なければなりません。

5 市長は、この条例の施行の日から 3 年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講じるものとします。

6 市長は、前 3 乃至 5 項については、広く住民の意見を聴くために必要な措置を講じなければなりません。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 5 6 条（自治推進委員会の規定）の規定は、規則で定める日から施行します。

2 都市内分権の第 5 5 条 3 項及び同条 4 項の規定は、規則で定める日から施行します。